

定期巡回随時対応型訪問介護看護 国吉田
重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	医療法人社団 秀慈会
法人所在地	静岡市駿河区西脇29番1号
法人種別	医療法人
代表者氏名	萩原秀男
電話番号	054-287-5332

2 ご利用施設

施設の名称	定期巡回随時対応型訪問介護看護 国吉田
施設の所在地	静岡市駿河区国吉田6丁目6-6
管理者名	長野 恵美子
電話番号	054-207-9016
ファクシミリ番号	054-207-9416

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人社団 秀慈会が設置する定期巡回随時対応型訪問介護看護 国吉田(以下「事業所」という。)において実施する定期巡回随時対応型訪問介護看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、及び従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態の利用者に対して、適切な事業を提供することを目的とする。
施設運営の方針	事業所の従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等の援助を行うものとする。

4 事業の実施地域

実施地域	静岡市 (西又、小布杉、三ツ野、小島地区、両河内地区及び旧安部6ヶ村地区、旧蒲原町、旧由比町を除く)とする。
------	---

5 職員体制(主たる職員)

従業員の職種	員数
管理者	常勤兼務 1名以上
オペレーター	常勤兼務 1名以上 非常勤兼務 1名以上
計画作成責任者	常勤兼務 1名以上
随時訪問介護員	常勤兼務 1名以上 非常勤兼務 1名以上
定期訪問介護員	常勤兼務 1名以上 非常勤兼務 1名以上

平成29年1月1日現在
令和7年4月1日改定

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	主な勤務時間 8:30～17:30、17:00～9:00 他利用者の状況に応じた勤務時間を設定。	4週8休 原則として
オペレーター		
計画作成責任者		
随時訪問介護員		
定期訪問介護員		

7 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額

(2) 法定外給付

ケアコール機を事業所から貸し出します。
通信にかかる通信料(電話代)は、利用者負担となります。
コール機のメンテナンスの為、毎月定期診断通報を行います。通信料としての電話料金がかかります。
こちらも利用者負担となりますので、あらかじめご了承ください。
ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。
サービスを提供するために使用する水道、ガス電気、電話および交通費の実費(通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合)の費用はご利用者のご負担になります。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
オペレーションサービス	あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。
定期巡回サービス	利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護等や日常生活上の援助を行います
随時対応サービス	利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口の利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。
訪問看護サービス	連携する看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

9 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	管理者
	ご利用時間	平日 午前 8:30 ~ 午後 5:30
事業所電話番号	054-207-9016	

静岡市等苦情・相談先	静岡市 介護保険課	054-221-1088
	国民健康保険団体連合	054-221-1293

10 営業日及び営業時間とサービス提供時間

営業日	365日
営業時間	24時間

11 サービス利用に関する留意事項

サービス提供を行う訪問介護員	サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
ご契約者からの交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情 その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。
定められた業務以外の禁止	利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

12 緊急時の対応

家族への連絡	契約時に確認させていただく『緊急連絡先』に、ご連絡します。もし連絡が取れなかった時は、連絡した時間や誰に連絡したかなどを記録しその後も責任者が繰り返し連絡をするようにします。
主治医への連絡	治療が必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます

13 緊急時の連絡先

主治医	氏名
	連絡先
ご家族	氏名
	連絡先
その他	氏名
	連絡先

14 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

管理方法及び紛失した場合の対処方法	<p>随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かり。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管する。</p> <p>合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、利用者に通知する。</p> <p>サービス終了時や返却の要望があった場合はすみやかに返却する。</p> <p>スペアキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担とする。</p> <p>合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行う。</p>
-------------------	--

15 介護・医療連携推進会議の設置

<p>当事業所では、定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容等について評価、要望、助言を受けるため、介護・医療連携推進会議を設置しています。</p>	
構成	利用者、利用者家族、地域住民代表者、市職員、地域包括センター職員等
開催	隔月で開催
会議録	内容、評価、要望、助言について記録作成をします。

16 虐待の防止について

事業所は利用者と擁護虐待の防止のために次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待防止を啓発普及するための研修を職員に対し定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者 管理者 長野恵美子

- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市長村に通報します。

17 衛生管理について

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 感染症の予防及びまん延のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。
- (4) 職員に対し感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施します。

18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回随時対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための体制で、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画にしたがって必要な措置を講じます。
- (2) 感染症に係る業務継続計画及び災害にかかる業務継続計画を作成します。
- (3) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

19 ハラスメント防止について

事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、ハラスメントに該当する行為のない快適な就業環境を確保するため、必要な措置を講じます。

下記のような行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の看護職員等に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力行為
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力行為
- (4) 長時間の電話、看護職員等や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況の有無

有 ・ 無

定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住所 静岡市駿河区国吉田6丁目 6-6

名称 定期巡回随時対応型訪問介護看護 国吉田

説明者 印

私は契約書および本書面により、事業所から定期巡回随時対応型訪問介護看護についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印